

別記 第2号様式

建物等の概要

所 在	船橋市習志野台八丁目1983番地132
家 屋 番 号	1983番132
種 類	寄宿舍
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床 面 積	1階 307.06㎡ 2階 307.06㎡ 3階 307.06㎡ 4階 307.06㎡ 延床面積 1228.24㎡
建 築 時 期	昭和45年2月28日 新築
間 取 り	1戸の部屋数 和室6帖、和室4.5帖、和室3帖、台所、浴室、便所、玄関、廊下、ベランダ 1階から4階同型 1フロア8戸形式 全32戸
附 属 建 物	無
そ の 他 の 特 記 事 項	・本物件は主たる建物1棟、駐輪場等の工作物及び建物に付帯する設備等付きの物件である。 ・駐輪場については周壁が無く、登記対象外である。 ・建物等について厳密な調査をしたわけではないため、アスベスト含有建材等の使用についても否定できない。 ・PCBについては、令和6年度資産経営課現地調査により、使用していないことを確認した。 ・本件については、耐震診断は実施していない。 ・新築より長期間経過し、また令和3年3月末より閉鎖され、建物の劣化が進んでいるため、使用する場合は大規模な修繕等が必要と思われる。 ・本物件については、建築時の竣工図等の所在が不明であり、本書及び建物平面図は実測により記載している。 ・本物件内には、浴槽、湯沸かし器、照明器具等が多数残置されている。 ・図面その他記載事項と現況が異なる場合は、現況を優先する。 ・解体撤去をする場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届け出が必要になるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられる。 ・建物内の備品等も、買受人の負担で適正に処理すること。特に、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく適正な処理を行うこと。 ・本物件に含まれる建物・工作物及び建物に付帯する諸設備が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全確保については、自らの負担において行うこと。